

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者公募要綱に関する質問への回答

(1) プレゼンテーションでの説明には、パワーポイント使用が必須でしょうか?また、パワーポイントを作動させるパソコンの持ち込みは可能でしょうか?

A. パワーポイントの使用は必須ではありませんが、利用は可能です。パソコン、プロジェクターはこちらで用意できますが、パワーポイントのバージョンによっては、当日再生できない可能性がありますので、表紙等のデモンストレーション版を事前に障害支援課在宅支援係の担当までご提出ください。

(2) パワーポイントが必須でなければ、要約した紙ベースで説明してもよろしいでしょうか?

A. 当日の説明方法は、応募関係書類の様式をふまえた形で要約して説明いただくことは可能です。

(3) パワーポイントまたは、紙ベースでの説明について、有利、不利ということはあるですか?

A. パワーポイントの利用が点数に直接影響することはありません。どちらの方法で説明するとしても、選定委員が理解しやすいような説明をお願いします。

(4) プレゼンテーションは、他の応募団体が見学出来るよう、公開されるのでしょうか?

**A. プレゼンテーションおよびヒアリングの場面は公開です。
プレゼンテーションおよびヒアリング終了後の評価・選考の場面については非公開としております。**

(5) 応募関係書類の提出書類名 カー2「県警照会用エクセルファイル」(データによる提出)について

・データによる提出とは、書類提出時に USB メモリーで提出するということか。ご教示いただきたい。

A. 健康福祉局障害支援課 (kf-syoshien@city.yokohama.jp) あて、E メールにデータを添付のうえ、6/4 (金) までに送信をお願いします。

(6) 応募関係書類の提出書類名 ウ「指定管理料提案書(収支予算書)」について

・指定管理料提案書は、初年度分を提案すればよいか。それとも10年分を各年度ごとに算出して提案するのか。また、10年分を提案するとすれば、各年度ごとの計算式や積算の根拠を添付するのか。ご教示いただきたい。

A. 今回の指定管理料提案書(収支予算書)については、初年度分の提案書としてください。ただし、10年分の指定管理料の基礎資料となります。

・労務厚生費は、どのような費用を計上すればよろしいか。

A. 以下の経費とします。

【労務厚生費】 業務遂行上および職員管理上、必要度の高い経費

- ・健康診断
- ・被服貸与
- ・職員の使用する医薬品の購入 等

(7) 指定管理者公募要項の P3 (4) 職員配置及び経費等のア「職員配置」について指導員9名とあるが、指定管理料提案書では、「アルバイト」の欄が設けてある。現状の「無休暇対応職員」と捉えて差し支えないか。差し支えない場合、職員配置は、所長を含めて11名という解釈でよろしいか。ご教示いただきたい。

A. 生活支援センターの職員としては、公募要項 P3 (4) にあるとおり、施設長1名、指導員9名の計10名です。その他施設の実情に応じて人を雇用した場合には、「アルバイト」としてください。

(8) 自立生活アシスタント担当職員と退院促進支援事業の自立支援員は兼務することができるのか。

A. 自立生活アシスタント派遣事業を実施する「主任アシスタント」については専任としてください。

その他の職員については退院促進の自立支援員と自立生活アシスタントを業務分担により兼務することも可能ですが、今回増員した職員のうち、主任アシスタント分を差し引いた常勤1名・非常勤1名の体制は新規事業である「退院促進・アシスタント」に最低でも充てるものをご理解ください。

(9) 非常勤職員の出勤日数は週何日と考えたらよいか。(現行退院促進支援事業自立支援員は週5日、生活支援センター非常勤職員は週4日)

A. 特に規定はありません。年間353日、9時から21時まで開館をし、常時3名以上の勤務体制が取れるように、法人内で調整をお願いします。

(10) 常時3名以上の職員配置について、退院促進支援事業の自立支援員および自立生活アシスタント担当職員の外出時を考えてよいのか。(夜間・休館日における職員配置についてはどのように考えるべきか。)

A. 常時3名以上の職員体制とは、精神障害者退院促進支援事業の自立支援員および自立生活アシスタントの外出時を含むものとお考えください。

21時以降の夜間、休館日については職員配置はありません。ただし、自立生活アシスタント事業については、必要に応じて対応をお願いします。

(11) 規約類の提出について、法人内の事業所すべての規約の提出が必要であるのか。

A. 法人で統一している規約(就業規則、給与規定等)をご提出ください。運営する事業所ごとに異なる規約がある場合には、精神障害者生活支援センター分についてご提出ください。

(12) 人件費の欄の「福利厚生費」と「労務厚生費」の違いは何でしょうか。

(当法人では、労務厚生費で、「ハマフレンド」「健康診断」「被服貸与」を行っています。)

A. 「福利厚生費」および「労務更生費」については、共に「福利厚生」としては同分類ですが、次のとおり分けて記入いただきますようお願いします。

【福利厚生費】 共済への加入金

・ハマフレンド(横浜市勤労者福利共済)

【労務厚生費】 業務遂行上および職員管理上、必要度の高い経費

・健康診断

・被服貸与

・職員の使用する医薬品の購入 等

横浜市精神障害者生活支援センター指定管理者公募要綱に関する質問への回答

(13) 施設管理費の欄の「修繕積立金」の対象となるものは、どのようなものですか。

また、現在の協定では、100万円未満の小破修繕は指定管理者の責任で行い、それ以上の修繕については市の責任となっていますが、次期指定管理も同様と考えてよろしいでしょうか。

A. 「修繕積立金」は、建築物および設備の大規模補修・修繕等にあてる費用とします。

平成23年度以降、施設修繕については指定管理料内での執行を原則としますが、修繕積立金のみではまかなえず、運営に支障がでると判断される場合には、協議のうえ横浜市の責任において対応します。

(14) (修繕積立金とするならば、) 運営費の欄の「修繕費」は施設管理以外の備品などの修繕を計上するとのことでよいですか。

A. 運営費の欄の「修繕費」については、施設・設備・備品等の「小破修繕費」についてご記入ください。

(15) 様式3の収支予算書の科目は追加・削除・変更しても構いませんか。

A. 様式3については、科目の追加・削除・変更は行わないでください。

(16) 指定管理料は、「提案額を基に市の予算の範囲内で協定にて定める」とありますが、毎年度金額が増減することになるのでしょうか。

A. 今回提案額が基礎資料とはなりますが、各年度の年度協定額については毎年増減する可能性があります。

(17) 様式2-4で求められている「組織図」は、現時点の組織図ですか、それとも自アシや退促事業の加わった配置後の組織図を描けばよいですか。

A. 組織図については、平成23年4月1日以降の組織図を提案してください。

(18) ヒアリング場面（プレゼン）は公開するとのことですが、傍聴は何人までできるのでしょうか。また、競合となった場合でも他の応募法人のヒアリング場面（プレゼン）は傍聴できるのでしょうか。

A. 実施会場のスペースに限りがあることから、傍聴希望者が多数に上る場合には、抽選の可能性もあります。

プレゼンテーションおよびヒアリングの場面は公開のため、どの法人の傍聴も可能です。ただし、発表の順番で不公平が生じないように、プレゼンテーションを行う担当者およびヒアリングを受ける担当者については、応募していない生活支援センターを含め、他法人が行う発表の傍聴は認めません。

(19) 今回の公募施設への応募団体は、いつの段階で公開されるのでしょうか。(少なくとも一法人だけの応募か複数応募か)

A. 応募書類の受付を締め切る平成 22 年 6 月 4 日（金）に公開いたします。

(20) 様式 2-4 (5) の「自主事業」とは、指定管理業務以外に団体が独自の経費で実施するものを「自主事業」と位置づけてよいですか。それとも、各支援センター独自の「プログラム」を指していますか、その範囲をお示してください。

A. 自主事業は、生活支援センターが指定管理業務内で行う「プログラム」を指します。